

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会

## 第 1 回 競技団体連絡会議

令和 4 年 4 月 1 5 日 (金)

奈良県コンベンションセンター 2 階 2 0 3 会議室

令和 4 年 4 月 1 8 日 (月)

奈良県社会福祉総合センター 5 階 大会議室



第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会  
奈良県準備委員会 第 1 回 競技団体連絡会議 資料目次

《 説明事項 》

(1) 国スポ・障スポ大会開催に向けて

- ・第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針  
(第 1 回総会 決定) ……P2

(2) 競技会場地市町村の選定について

- ・今後のスケジュール ……P3
- ・第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会  
会場地市町村選定基本方針・選定基準(第 1 回常任委員会 決定) ……P4、5
- ・第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会  
競技会場地市町村選定の進め方(第 1 回総務企画専門委員会 決定) ……P6、7

(3) 競技施設基準の策定について

- ・競技施設基準の策定について(第 1 回総務企画専門委員会 決定) ……P8
- ・第 85 回国民スポーツ大会 競技施設基準 暫定版(事務局案) ……資料 1
- ・競技施設基準確認報告書 ……P9

(4) 競技役員等養成について

- ・競技役員等養成について(第 1 回競技運営専門委員会 決定) ……P10
- ・第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会  
競技役員等編成基本方針・養成基本方針・養成基本計画  
(第 1 回常任委員会 決定) ……P11～15
- ・第 85 回国民スポーツ大会 競技役員等に関する基礎調査書 ……資料 2

(5) 第 85 回国民スポーツ大会実施可能施設調査について ……P16、17

- 各種報告書等の提出について ……P18

## 第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

### 1. 基本方針

第85回国民スポーツ大会及び第30回全国障害者スポーツ大会は、大会開催を契機として、競技スポーツや地域スポーツの推進を図るとともに、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組みます。

その中で、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、全ての県民がスポーツを通して夢や希望を得られるように、大会を一過性のイベントに終わらせず、大会開催を契機とした、さらなるスポーツの振興と環境の充実に取り組みます。

これらの取り組みを通じて、「だれもが、いつでも、どこでも」スポーツに親しめる環境を整備し、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指します。

また、世界に誇る多くの歴史文化遺産や四季の美しい自然をはじめとした多彩な魅力を、県民総出のおもてなしで、全国に向けて発信します。

このような取組を、大会の成功に向けて、全ての市町村及び競技団体、関係団体・機関の協力と創意工夫のもと、県内一丸となって進めていきます。

### 2. 実施目標

#### (1) スポーツを支える仕組みづくり

トップアスリートの指導者だけでなく、地域のスポーツ指導者やボランティアなど、スポーツを支える人たちが、スポーツの楽しさや喜びを伝え、選手を導けるように、教育分野やスポーツ医・科学等とも連携・協力し、スポーツを支える仕組みづくりに取り組みます。

#### (2) 県民に夢と感動を届ける競技スポーツの推進

県民が夢や感動を得ることができる大会になるよう、奈良県で活躍する選手を育成するとともに、子どもをはじめ多くの県民が、一流のスポーツに触れ、憧れ、自らも取り組むことができる競技施設を整備します。

#### (3) だれもがスポーツに親しめる地域スポーツの推進

障害の有無や年齢などにかかわらず、だれもがいつでも運動・スポーツに親しめる身近な環境を整備するとともに、スポーツの楽しさや喜びを広め、県民の生涯を通じた幅広いスポーツ活動に繋げていきます。

#### (4) 奈良県の魅力を全国に発信

自然や文化など地域の魅力がスポーツと繋がり、さらに新たな魅力を創出できるよう、県、市町村等が連携・協力し、地域の賑わいづくりに取り組みます。

● 第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会準備 今後のスケジュール

		令和4年度															
		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
県	第1回総務企画 専門委員会 第1回競技運営 専門委員会											栃木県 本大会視察					
	実施競技決定								第2回(7月) 総務企画 専門委員会 ・競技施設基準 の策定	準備委員会 第2回常任委員会・第2回総会							第3回 総務企画 専門委員会 ●会場地 第1次選定案
市町村																	
									●実施競技検討・調整(ヒアリング) ・市町村連携のあり方検討 ・正式競技候補地現地調査(市町村適宜訪問)	連絡会議 市町村・競技団体							
競技団体	競技団体ヒア																
									第2回(7月) 競技運営 専門委員会 ・実施競技選択方針 ・公開競技、デモスポ 実施基本方針 ・審判員等養成計画								

6月に延期

令和3(2021)年 11 月 24 日

第 1 回 常任委員会 決定

## 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会の会場地市町村は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民スポーツ大会と、障害者の社会参加の推進と障害理解の促進を図ることを目的とする全国障害者スポーツ大会の趣旨並びに「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次により選定する。

- 1 会場地は、県内の各地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して、可能な限り広く県内各地で実施する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2 市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 3 会場地の選定に当たっては、市町村の大会開催を通したスポーツ振興の考え方や開催希望及び実施競技団体の意向並びに競技施設、その他地域の実情・特性を含め、総合的に判断する。
- 4 特に、全国障害者スポーツ大会の会場地は、選手の負担軽減の観点を考慮する。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会  
会場地市町村選定基準

第 85 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における会場地市町村は、「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針」に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、国スポの正式競技及び特別競技並びに障スポの個人競技及び団体競技の会場地市町村とする。

なお、国スポの公開競技、デモンストレーションスポーツ及び障スポのオープン競技については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 市町村の開催希望と競技団体の意向が原則的として合致していること。
- (2) 障スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること。
- (3) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (4) 特定の市町村や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (5) 会場は、原則として「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準を満たし、ユニバーサルデザインにも配慮された既存施設を活用すること。
- (6) 付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (7) 選手・役員の輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。
- (8) 両大会の開催を通してスポーツ振興に積極的に取り組む意欲があること。

3 選定の手続き

総務企画専門委員会において調査・審議を行い、常任委員会において決定する。

## 競技会場地市町村の選定の進め方

### 1. 競技会場地市町村選定の対象とする競技

#### (1) 国民スポーツ大会

本大会正式競技(38競技)、特別競技(1競技)

中央競技団体正式視察(開催6年前:2025年)までに、以下により選定していくこととする。

実施競技については、4年ごとに(公財)日本スポーツ協会の「国民体育大会委員会」で見直しがされ、本県が開催予定の第85回大会の実施競技は、2022年3月頃に決定される予定。  
よって、実施競技の決定後、競技団体と競技施設基準の確認を行い、できるだけ早期に会場地選定を行っていくこととする。

#### (2) 全国障害者スポーツ大会

個人競技(7競技)、団体競技(7競技)

国民スポーツ大会で使用する会場を原則とし、障害者スポーツ競技団体の意向を踏まえた上で、以下により選定していくこととする。

実施競技については、(公財)日本パラスポーツ協会の「全国障害者スポーツ大会大会委員会」で協議し、適用する開催年の5年前(2026年)までに決定される予定。  
よって、現時点では第76回三重大会(2021年)で開催予定であった競技を前提に会場地を選定していくこととする。

※「障スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること。」

【第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基準】より

※障スポの会場地選定については、対象となる国スポ競技の会場地決定後、対象市町村・競技団体及び障害者スポーツ競技団体で協議・調整することとする。

### 2. 競技会場地市町村の選定方法

#### (1) 市町村・競技団体説明会の開催(令和4年4月頃)

市町村及び競技団体説明会において、両大会への参画のあり方や、会場地選定の進め方について説明を行う。

#### (2) 市町村及び競技団体による情報共有(上記説明会后、令和4年9月頃まで)

市町村の今後のスポーツ施設整備の方向性や、競技団体からの競技会場として実施可能なスポーツ施設の報告など会場地選定に向けた情報を、市町村及び競技団体で共有する。



(3) 市町村及び競技団体意向書提出(1回目意向書最終提出:令和5年1月頃)

会場地選定に向けた情報を基に、市町村及び競技団体から1回目の意向書を提出する。

また、意向については優先度をつけ複数できるものとし、提出後には、必要に応じて事務局が市町村及び競技団体にヒアリングを行い、スポーツ施設の現地調査等を行う。

(4) 総務企画専門委員会における選定・審議(令和5年2月頃)

会場地市町村選定基準を基に、ヒアリング等の結果を踏まえ審議し、第1次選定案を作成する。

●市町村の開催意向がある競技

・市町村と競技団体との開催の意向が合致したものについては、選定基準の適合性を判断した上で、競合市町村のない場合は選定案とし、競合市町村がある場合は、市町村、競技団体及び事務局で協議・調整し、選定案とする。

・市町村と競技団体との開催の意向が不一致のものについては、事務局が不一致に至った要因を確認・調査し、その要因が解消することで一致に至る場合は、選定案とし、解消しない場合は、選定に向けて、市町村や競技団体と協議・調整する。

●市町村の開催意向がない競技

・市町村への競技の実施を働きかけた上、競技団体との調整を行い、以降、両者の意向が合致するまで選定作業を続けていく。

また、競技の特性上、県内での実施が困難な場合は、県外開催の候補地の検討も行う。

(5) 選定案の決定

常任委員会において審議し決定(内定)し、対象市町村・競技団体へ通知を行う。

(6) 選定結果の報告

総会へ報告する。

3. 国民スポーツ大会(公開競技・デモンストレーションスポーツ)、全国障害者スポーツ大会(オープン競技)の競技会場地市町村の選定については、別途選定する。

## 第85回国民スポーツ大会競技施設基準について

### 1. 内容

第85回国民スポーツ大会における各競技会の準備を計画的かつ円滑に推進するため、競技施設に係る主な基準を定めたもの。今後、会場地選定や競技施設整備計画の作成に活用する。

### 2. 各競技施設基準について

#### (1) 作成の考え方

- ① (公財)日本スポーツ協会が定める「国民体育大会開催基準要項細則国民体育大会施設基準」からの抜粋
- ② 各競技規則等に準拠
- ③ 先催県の作成事例に準拠

#### (2) 構成

##### ① 基準、摘要

国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項を記載。

##### ② 基準の主な内容

競技場に関し、各競技団体の競技規則等に定められているもので主な内容を記載。〔 〕内は、各競技団体の定める競技規則等の名称等を記載。

##### ③ 配慮すべき事項

各競技団体の競技規則に定めはないが、運営上、競技会の安全な開催及び先催県の例等から検討が必要と考えられる事項を記載。

##### ④ 先催県の事例

先催県における、施設基準の弾力的な運用の事例を記載。

#### (3) 先催県と異なる部分について

- ① (公財)日本スポーツ協会が定める「国民体育大会開催基準要項細則国民体育大会施設基準」の変更に伴うもの。
- ② 各競技の公認規則や規定の記述の変更に伴うもの。
- ③ 本県の競技施設等の実態に合わせてもの。  
(競技施設整備基本方針や競技団体からの助言によるもの)

### 3. 今後の進め方(策定及び活用)

- (1) 日本スポーツ協会による実施競技決定を受けて、競技団体担当者会議を開催し、競技施設基準(案)の作成を依頼。【令和4年4月～6月】
- (2) 第2回総務企画専門委員会において審議、承認。【令和4年7月】
- (3) 市町村、競技団体に掲示(会場地選定に活用)。【令和4年8月～】
- (4) 会場地決定後、競技施設整備計画の作成及び整備実施。
- (5) 随時改訂(競技規則変更等)

## 競技施設基準 確認報告書

以下のとおり、報告します。

## 1. 報告担当者

競技団体名	
担当者	(役職) (氏名)
連絡先	(TEL)
	(E-mail)

## 2. 変更点の有無

変更無し ( ) 変更あり ( )

※いずれかに○を付してください。変更ありの場合は、下記欄に変更の内容を記入してください。

また、変更となった場合の根拠等（ルールの変更など）を併せて記入ください。

## 3. 変更内容(複数ある場合は、欄を追加してください。)

事務局案 1	※事務局案の変更部分を記入ください。
変更内容 1	※変更となる内容を根拠等も併せて記入ください。
事務局案 2	
変更内容 2	

**第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会  
競技役員等養成について**

2022.1.24 第1回  
競技運営専門委員会 決定

○基本的な考え方

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針及び基本計画により、2023年度から計画的に両大会開催時までの8年間で不足している競技役員等を養成していくため、各競技役員等を養成する。

年度	日時	国スポ・障スポ準備委員会	競技団体（国スポ）
2021年 令和3年	11月	奈良県準備委員会設立  ●第1回常任委員会 ・競技役員等編成基本方針 ・競技役員等養成基本方針 ・競技役員等養成基本計画 決定	
	1月	◎第1回競技運営専門委員会 ・競技役員等の養成について（案）	
2022年 令和4年	4月	●競技団体担当者会議 ・基礎調査について説明 競技役員のうち、審判員、要資格運営員数の県内状況調査及び近府県の派遣可能数の調査。	基礎調査書 作成 6月末提出
	6月末		
	7月	●事務局にて基礎調査まとめ ・審判員・要資格運営員養成計画（案）作成 ↓ ●第2回競技運営専門委員会 ・審判員・要資格運営員養成計画（案）決定 ↓ ●第2回常任委員会 ・審判員・要資格運営員養成計画決定	
8月			
2023年 令和5年 (開催8年前)	4月～		競技団体ごとに 審判員等養成開始  ↓ 開催年まで

※障スポの競技役員等養成については、開催5年前から計画及び養成となる予定

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会  
競技役員等編成基本方針

第 85 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における競技役員等の編成は、両大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の方針に基づき実施する。

1. 基本方針

(1) 国スポの競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項（以下「要項」という。）」及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、競技運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議を行い、会場地市町村及び県・中央競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。

なお、障スポの競技役員等の編成は、専門委員会において審議を行い、会場地市町村、競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。

(2) 競技役員等の編成は、1 人 1 競技を原則とし、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。

(3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2. 競技役員等の種類、定義及び編成方法

(1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

ア 主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会役員	要項第 23 項第 2 号の規程に該当する者（国スポのみ）	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員 直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近府県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員 直接競技会の運営に携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近府県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員	競技役員等の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該関係者をもって編成する。

イ 主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会係員	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

(2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村が競技団体等と協議のうえ作成し、専門委員会において審議を行い、常任委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、重複して他の競技役員や関係役員（監督、コーチ、選手及び集団演技関係役員等）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技役員	総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、招集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
審判員	
運営員	
競技補助員	競技役員の業務を補助する。

(2) 主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会  
競技役員等養成基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、両大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1 人 1 競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が必要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。

## 第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会

### 競技役員等養成基本計画

第85回国民スポーツ大会及び第30回全国障害者スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

#### 1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

#### 2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、県又は会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

#### 3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。
  - ア 県内講師による県内講習会
  - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
  - ウ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
  - エ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成方法については次のとおりとする。
  - ア 県内講師による県内講習会
  - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会



#### 4 養成スケジュール

区分・養成方法・養成団体				年 度							
				2023 8年前	2024 7年前	2025 6年前	2026 5年前	2027 4年前	2028 3年前	2029 2年前	2030 1年前
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得・資格維持・資質向上							
				(障スポ)資格取得・資格維持・資質向上							
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得・資格維持・資質向上						
					(障スポ)資格取得・資格維持・資質向上						
	その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	養成・資質向上							
				(障スポ)養成・資質向上							
競技補助員	県内講習会	競技団体	養成・資質向上								
			(障スポ)養成・資質向上								
競技会係員	県内講習会	会場地 市町村 県	養成								
			(障スポ)養成								
競技会補助員	県内講習会	会場地 市町村 県	養成								
			(障スポ)養成								

#### 5 養成計画

審判員及び資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

## 第 85 回国民スポーツ大会実施可能施設調査について

### 1. 調査目的

国民スポーツ大会を開催するに当たり、各競技会が実施可能な県内のスポーツ施設を把握することにより、競技会場の選定を円滑に進めるための資料とします。

### 2. 調査対象

国民スポーツ大会の実施が想定できる県内スポーツ施設を競技団体内で検討し選出してください。実施の可否については、今後定める、競技施設基準（奈良県版）によるものとします。

### 3. 調査内容

#### (1) 対象施設の選出

#### (2) 大会を実施するにあたり、施設ごとの課題を提示

- ・主に施設面の課題とします。具体的な数値があれば併せて記入ください。
- ※交通面や宿泊面の課題については対象外とします。

### 4. 調査方法

#### (1) 調査書

別添の参考資料も参照のうえ、別紙「国民スポーツ大会スポーツ実施可能施設一覧表」により報告ください。

#### (2) 参考資料

- ・国民体育大会施設基準（日本スポーツ協会）
- ・別冊「第 85 回国民体育大会競技施設基準暫定版（事務局案）」

### 5. 調査についての留意事項

- (1) この調査は、競技会場の選定を円滑に進めるための資料とすることが目的であり、競技大会開催の可否や意向を問うものではありません。
- (2) 市町村へも、「スポーツ施設状況調査」を同様に行っており、最終事務局が情報を集約し、競技団体及び市町村の共有できる資料とします。
- (3) 県有及び民間等のスポーツ施設についても、調査の対象とします。
- (4) 下記の競技については事務局で把握している県内スポーツ施設のうち、施設基準を満たしている施設がない、または 1ヶ所しかないため調査対象外とします。

#### ●競技名

陸上競技、水泳、テニス・ソフトテニス、ボート、ホッケー、体操、セーリング、自転車、馬術、弓道、ライフル射撃、カヌー、クレール射撃

( 別紙 )

## 国民スポーツ大会実施可能施設一覧表

以下のとおり、報告します。

### 1. 報告担当者

競技団体名	
担当者	(役職) (氏名)
連絡先	(TEL)
	(E-mail)

### 2. 該当施設一覧

1	施設名 ( ) 課題 ・
2	施設名 ( ) 課題 ・
3	施設名 ( ) 課題 ・
4	施設名 ( ) 課題 ・

## ●各種報告書等の提出について

### 1. 提出書類

- ① 競技施設基準確認報告書
- ② 競技役員等に関する基礎調査書
- ③ 国民スポーツ大会実施可能施設一覧表

### 2. 提出期限及び提出方法

令和4年6月24日（金） メール又は郵送

### 3. 提出先

〒630-8510

奈良市登大路町30

奈良県文化・教育・暮らし創造部

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室

メールアドレス : kokuspo@office.pref.nara.lg.jp

### 4. データの提供

各種報告書のデータについては、本会議の開催通知書を送信したアドレスに後日送信します。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備員会事務局  
(奈良県文化・教育・くらし創造部 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室)

●令和4年度事務局体制

事務局長(準備室長) 木村 茂和  
事務局次長(準備室長補佐) 河内 美賀子  
事務局員(準備室係長) 兼松 良彰  
事務局員(準備室主任主査) 川嶋 智史  
事務局員(準備室主査) 鈴木 光晴  
事務局員(準備室主事) 吉田 綾子

住所 〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-8910 FAX 0742-23-7105

E-mail kokuspo@office.pref.nara.lg.jp (全て英数小文字)